

橋下大阪都構想の狙い

上
崎
哉

- 一、はじめに
- 二、大阪都構想に対するアブローチ手法
- 三、橋下徹の政治信条
- 四、大阪都構想の「主眼」
- 五、大阪都構想実現に向けた動き
- 六、結びにかえて

一、はじめに

『アホちゃんちゅうか』。

これは、橋下徹に関する著作の幻のタイトルである。なぜ幻となったかといえば、執筆者の一人から「他者に対して、たとえ否定形であったとしても『アホ』という用語を使うことには賛同できない⁽¹⁾」という指摘を受けたからだ

されている。

著作にどのようなタイトルをつけるかについては、編者及び著者の意向を尊重するより他はないが、橋下を中心とする動きに対してこうした姿勢を持つておくことは必要であろう。二〇一一年一月に実施されたダブル選挙で勝利を収め、大阪に特別区を設置することを目的とした法律が制定され、「失速」が報じられながらも二〇一二年一月の総選挙で日本維新の会が五四議席を獲得したのである。今後も彼らのシナリオ通りに物事が進むとも思えないが、同時代を生きる者として、彼らは何を目指しているかについては把握しておく必要がある。そこで、本稿では、大阪維新の中心的なテーマである大阪都構想について、その狙いを明らかにしてみたい。

なぜ狙いを明らかにする点に主眼を置くかといえば、第一に、橋下を仮想敵と見立てて政治的主張を展開しても、彼らが自ら動きを止めるとは考えにくいからである。なぜかといえば、大阪府知事時代の橋下は、次のようなルールに従って意思決定をしていたと自ら述べており、こうした方針は確固としたものだと考えられるからである。そのルールとはすなわち、

以上のような政治と行政の役割分担の話を、ずっと府庁組織に話してきましたから、意思決定において一定のルールのようなものが出来上がりました。

- 一、原則は行政的な論理に勝っている方を選択する。
- 二、論理的に五分五分ということになれば、僕が政治的に選択する。これは感覚ですね。
- 三、行政的論理に負けていても、これはというものは、政治決定で選択する。このときは行政マンのプライド

を尊重するためにも、論理としては行政の言い分が勝っていること、僕の論理が負けていることをしっかりと認めます。しかし、自分の政治的な思い、あるべき論から、敢えてそれを選択したということをしつかりと説く⁽²⁾

というものである。⁽³⁾

そして、こうした意思決定ルールを前提とすれば、大阪都構想に対する橋下の次のような決意表明を見落とすわけにはいかないであろう。大阪都構想に対し、「選挙で選ばれた者、そして選ばれる者は、何もやらなければ決断力がない、実行力がないと批判され、実行すればもっと議論しろ、独裁だと批判される。どうせ批判されるなら、やって批判される方がいい。僕は大阪都に挑戦します」と宣言しているのである。⁽⁴⁾

先のルールでいえば、三番目のルールの適用を明言しているものであり、論争を通じてその意図を阻止することは難しいであろう。仮に、大阪都構想を理論的に分析した上で、そのデメリットの方が大きいことを立証したとしても、一番目のルールは三番目のルールに道を譲らざるを得ない。こうしたことから、我々としては大阪都構想に対し政治的な論戦を挑んだり、そのメリットデメリットを議論したりはせずに、大阪都構想の狙いを明らかにすることに主眼を置くことにする。

大阪都構想に対して橋下は、「大阪都構想は、ある意味で実験です。現在の大阪の行政機構、システムを大阪都という新しいシステムにつくり変える。僕はうまくいくと思っていますが、結果はやってみなければわからないところもあるでしょう⁽⁵⁾」と語っている。

後に詳述するように、仮に二〇一二年九月に公布された法律に基づいて特別区を設置するとなれば、少なくとも大阪市民による住民投票で過半数の賛成を得る必要がある。つまり、実験に乗るか乗らないかを大阪市民が判断する機会が存在するのである。とするならば、大阪都構想には乗る価値が本当にあるのかどうか、有権者が見極めるための材料を提供しておくことも必要であろう。そこで、本稿では、橋下とその周辺の人物（以下「橋下陣営」とすることがある。）の著作を紐解くことで、彼らが何を狙っているのか、一つの解釈を提示してみたい。

また、大阪都構想の狙いを明らかにするという問題意識それ自体が政治性を帯びていることは間違いない、そうした視点に立った分析によって明らかにされることも政治性を強く有することになるであろう。だが、こうした政治的分析を行っておくことで、その先の理論的な議論の展開の余地も広がるものと考えている。

二、大阪都構想に対するアプローチ手法

大阪府と大阪市、更には国政にも舞台を拡大しながら繰り広げられる橋下陣営の動きは、なかなか冷静なアプローチを許しにくいものかもしれない。橋下を取り上げた著作の中には、橋下の主張や実際の行動を掘り下げることなく、表面的なイメージに基づいた批判に終わってしまっているものが少なくない。

例えば、山口二郎は「今日の議論の本题は『ハシズムのどこが間違っているか』。結論を最初に言います。『橋下徹のやり口は、軍隊的官僚主義と能天気きわまりない単純な市場競争主義の混合物である』というのが私の主張です」と語っている。だが、少なくとも府知事としての仕事スタイルから判断する限り、橋下が「上から来る命令について

常にイエスと言ってその通り動く。自分では何も考えない、まして上に対して異議申し立てはしない」といった軍隊的官僚制を望んでいるかどうかは疑問である。

こうした疑問を呈しうる根拠を示してみたいが、まず、橋下自身、「職員には、行政的な視点からどんどん意見してもらいたいです、職員が民意を語ることは許しません」⁽⁸⁾と語っている。もちろん後段の考え方、すなわち、橋下の政治行政二分論にかなり問題があることは確かであるが、少なくとも前段の言葉からは、山口が切ってみせたような独裁者像とは異なるイメージが浮かび上がってこよう。また、府知事時代の橋下には次の評価もある。すなわち、

橋下府政を振り返って、教育界におけるその功罪をどのように評価することができらるだろうか。それを探求するひとつの手がかりとして、府の教育委員会関係者に話を聞いてみた（二〇一二年二月初旬の聞き取り）。

すると意外なことに、「橋下時代」の評価は悪くなかった。最初はドカーンとアドバルーンをあげるけれど、ちゃんと聞く耳を持ち、旺盛な学習意欲でさまざまなことを吸収していく。そして、是々非々の議論をたっぷり行ったあとは知事としての決断をし、大事だと思ったところにはこちらが驚くほどの大きな予算をつけてくれる。概略、そのような趣旨の話がうかがうことができた。⁽⁹⁾

橋下に対しては、メディアが作り出した虚像であるとの評価もあるが、批判する側が報道を通じて得られる印象論のみに頼ってはいは、その批判はまさに虚像に向けられたものでしかない。もし真摯に対峙するというのであれば、虚像ではなく実像を相手にしなければならぬのであり、そのためには、出来る限り橋下自身の言葉を手がかりとす

ることが必要であろう。

そこで、橋下自身が記述したもののや、口にした言葉を綿密に解釈することで、橋下の狙いを詳らかにしていきたいが、そこには次のような問題点が立ちふさがっている。

まず問題となるのが、記者会見等での発言の多さである。橋下は、府知事や市長として囲み取材を受けるだけでなく、公職に就任後も積極的にテレビに出演している。テレビを通じて相当量の情報発信がなされているのであり、本来であれば、貴重な資料として活用されるべきであろう。だが、大学に勤務し、講義や様々な校務等に従事している者がそのすべてをフォローすることは困難である。そこで、本稿では、基本的にはテレビや記者会見での発言は資料として活用しない。ただ、活字メディアにおいて紹介されているものは資料として用いることとしたい。

また、同じことはツイッターについても当てはまる。橋下はツイッターを積極的に用いている政治家の一人であり、膨大な量の発信を行っている。もちろん、ツイッターでもある程度までは過去の発言をさかのぼれるようであるが、資料として用いるには検証可能性の面で問題がある。そこで、ツイッターでのつぶやきも資料として原則的には活用せず、その扱いはテレビ番組での発言等に準ずることにする。

こうしたことから、基本的には紙媒体として入手しうる橋下の主張を資料として活用することにするが、この点についても難点がある。どのような難点かといえば、テレビやツイッターといったメディアでの発言は多い橋下であるが、「活字メディアにはほとんど出てこない」と評されるように、特に府知事就任以降は、堺屋太一との共著を一冊著したのみである。さすがにこの文献だけで大阪都構想を議論することは難しいことから、まず、府知事就任以前の文献も資料として活用することとする。

このように弁護士時代の橋下の著作を活用することについては、中島岳志が先鞭をつけている。「橋下の言論のあり方を分析するには、この本『図説・心理戦で絶対に負けない交渉術』（日本文芸社、二〇〇五年）」が最も役に立ちます」と、弁護士時代の著作を通して、橋下の言説を読み解いている。

そして、我々としても、弁護士時代の著作も資料として活用したいが、なぜこのことが妥当かといえ、彼の経験至上主義を挙げることができよう。何にもまして経験に重きを置くのであり、経験に基づかない言説等については、激しい批判を展開する場面がしばしば見受けられる。例えば、「大学教授は市長をやったことがないから、大阪市長が基礎自治体の長として管理スパンの限度を超えていることなど分らない」といった具合である。

このように、経験に欠ける者に対しては強い批判を投げかけるが、それは弁護士時代も含めた自らの経験に対する自負の裏返しであり、更に、そうした自信を背に政治の世界に飛び込んだと考えられるのである。このように解釈しうる資料を二つ紹介したいが、まず弁護士時代の著作では、

一般的な弁護士の立場からみたら、実はこの示談交渉ほどめんどうなものはない。法廷闘争とは違った、生身の人間を相手とする交渉能力を、一般的な弁護士たちは持ち合わせていないからだ。そのため、こじれた案件であればあるほど、めんどうな当事者間の交渉を避け、裁判の手続きを選んでもうことも多い。

しかし、私は違う。依頼者が望むのであれば、どんな厳しい交渉も請け負っている。もっと言ってしまうと、私に持ち込まれる案件は、他の弁護士がさじを投げたような、こじれにこじれたものばかりと言ってもいいだろう。⁴⁹

と自らの経験に対する自信を隠そうとはしていない。

また、府知事就任の際には、職員を前に次のような訓示を行ったとされている。

ただ、これだけは自信を持って言える点があります。

皆さん全員相手にしてでも、必ずこれだけは勝てる

自信を持っていることは、ただ一点、問題が起きた時の対処能力。

自分で言うのも何ですが、この点に関しては、

全国の、どのような行政マンを相手にしても絶対的な自信がある。⁽¹⁵⁾

これらの発言からもうかがえるように、弁護士時代に培ってきた思考様式を府知事あるいは市長になったからといって放棄することは考えづらい。逆に、経験が自らのよりどころである以上、経験の否定は自らの否定につながりかねないのである。

ただ、大阪都構想の内容に関してアプローチするには、弁護士時代の橋下の著作はあまり役に立つものではない。そこで、特に大阪都構想の内容については、橋下と密接な協力関係にある人物の手による著作も資料として活用することにする。中でも重要な人物を先に挙げておけば、それは上山信一であろう。「大阪維新の会のホームページでも、大阪都構想に関しては同書『大阪維新』を読むよう指示されていた⁽¹⁶⁾」のである。

三、橋下徹の政治信条

本節では、大阪都構想を分析する前に、その準備作業として、弁護士時代の橋下の著作を中心に、その思考様式や政治信条を明らかにしていきたい。

さて、弁護士時代の橋下には二冊の交渉術に関する著作があり、これらの著作で橋下は「相手を思い通りに動かす実践的テクニック」⁽⁷⁾を披歴している。そこで第一に主張しているのは、「交渉における自分の主張とは、譲歩できるものと、絶対できないものの、二つに一つしかないということだ。言い換えれば、事前に自分の主張をその二種類に分別し、交渉に臨む必要がある」⁽⁸⁾ということである。「交渉過程で重要なのは、物々交換の精神だ。一つ相手が譲歩して、こちらの主張が通れば、こちらも一つ譲歩し、相手の主張を受け入れる」⁽⁹⁾、交渉のプロセスをこのように解説する橋下にとって、「譲歩できるもの」と「絶対に譲歩できないもの」の分別は格別の重要性を持つのである。

続いて、橋下によれば、「交渉において相手を思い通りに動かし、説得していくには、はっきり言って三通りの方法しかない。それは、〃合法的に脅す〃、〃利益を与える〃、〃ひたすらお願いする〃の三つだ。そのなかでも、最も有効なのが〃利益を与える〃⁽¹⁰⁾ことだという。更に、「この場合の利益には二通りある。一つは文字通り相手方の利益。もう一つは、実際には存在しないレトリックによる利益だ。言い換えれば、不利益を回避できることによって生じる〃実在しない利益〃とも言える。実際の交渉の場では、後者の利益を強調しながら相手を動かすことが重要だ」⁽¹¹⁾と主張している。また、この〃実在しない利益〃は「仮想の利益」とも呼ばれている。

このように、「譲歩できるもの」と「絶対に譲歩できないもの」を分別しておいた上で、「譲歩できるもの」をカードとして切りながら交渉を進めるのであり、更に、相手に提供する利益については、可能な限り仮想の利益であることが望ましいと主張するのである。まずはこうした思考様式を確認しておきたい。

次に、橋下の政治に対する考え方に迫っていきたいが、第一に挙げられるのが、絶対的な価値の否定である。橋下によれば、「だいたいね、正義とは何か」なんていえる奴はいない。その人の価値観によって変わってくる」というのである。そして、「そうなる」と、先に述べたとおり、『正義とは何か』という議論じゃなくて、現在の世界にとって何が損か得かの議論しかできないし、それ以上の議論をすべきではないということになる。そして、世界にとって損か得かの判断は、手続きに従った多数決で行うしかない〔傍点引用者〕²³⁾ というのである。

この橋下の言葉から、次の二つのことを確認しておく必要があるであろう。まず確認されるべきは、橋下の選挙至上主義ともいえる考え方は、絶対的価値の否定から帰結するということである。また、次に確認しなければいけないのは、橋下流ともいえるかなり徹底した「功利主義」である。すべての物事を損得に還元して議論する傾向を強く持っているのであり、例えば、いじめと自殺の関係についても、

ただし、どうしても耐えられない、自殺でもしたほうがマシだ、と考えるところまできているならば、そんな学校には行かない、転校する、という選択も試してみてください。いまのつらい状況を脱するという優先順位一番を叶えるために君の命を差し出すとしたら、それは明らかに損しています〔傍点引用者〕²⁴⁾

と述べており、生死の問題までが損得勘定の対象になるのである。²⁸⁾

また、功利主義に対しては「社会全体の善（あるいは効用）を極大化するためには、ある人びとのそれは犠牲に供されても正しいと考える傾向がある」とするロールズの批判があるが、まさに橋下に対しても該当するものである。例えば、伊丹空港の廃港問題について、

しかし、僕は伊丹廃港を唱え続けた。それは豊中市にとっては一時マイナスになるかもしれないが（伊丹廃港跡地に豊中市を含めた地域活性化のビジョンを打ち立て中長期的にはプラスにする予定）、大阪全体にとっては伊丹廃港がプラスになると判断したからです。大阪全体から票を得ているので、伊丹空港周辺の人たちから反対されてもいいと考えました〔傍点引用者〕

といった発言を展開している。また、大阪府と大阪市の関係についても、「大阪全体に影響する事柄は大阪府民全体で決める。大阪府民全体で決めたことに関しては、大阪市民も従う。これが民主主義の原理原則です」と発言している。「もちろん、二百六十万大阪市民の声は十分に尊重」すると述べてはいるものの、根底に橋下流の功利主義がある以上、少数者の権利が軽視される危険は常に存在している。

有馬晋作は橋下の政治手法について、

劇場型の政治手法が得意な首長の場合は、まるで話題になるために敵を探しているようにもみえる。橋下知事

が、財政再建からスタートし職員組合、その後、学力テスト公開をめぐる教育委員会、さらに議会、国、最近は大阪都構想をめぐる大阪市と、次々と攻撃の相手が変わり、広がっているのは、この理由からかもしれないと評している。なるほど、橋下が敵を次々と作り出してきたことは確かである。だが、橋下は単に敵を作り出すのではなく、可能な限り自らを多数派に立たせようとしてきたことには注意が必要であろう。橋下にとって、最終的には何事も選挙あるいは多数決で決着をつける必要があるものであり、そこで勝者となるためには、自らを多数派に置くための仕掛けが必要なのである。

四、大阪都構想の「主眼」

四・一 強い広域自治体

本節以降、大阪都構想について議論してみたいが、まずその出発点として、そもそも大阪都構想とは何であるかについて、橋下陣営の著作を通じてアプローチしてみたい。

先にも軽く触れたように、橋下は政治と行政の役割を明確に分離する立場に立つが、その上で、政治家が担うべき大きな役割の一つとして、統治機構の仕組みの改革があると主張する。「統治機構の仕組みを変え（ること）こそが政治家にしかできない政治の役割だ」と主張するのである。

そして、大阪都構想とはまさに大阪における統治機構の仕組みの改革に他ならず、この改革を通じて目指されてい

るのは、端的に言えば「『大阪市役所と大阪府庁を潰して新しい役所をつくる』³²³ことだとされる。更に、「名称は『都』でも『府』でもなんでもいい。非効率な『二重行政』を解消し、大阪全体の方針をしっかりと決める『強い広域自治体』と住民に近い『やさしい基礎自治体』、大阪にこの二つの機能を持たせたい」とも述べている。³²⁴

また、橋下は執筆者に名を連ねていないが、「大阪維新の会、初の公式本」とされる『「凶解」大阪維新—チーム橋下の戦略と作戦—』(以下「公式本」とする。)では、「都構想＝集権化＋分権化＋民営化」であると解説されている。まず集権化とは、「大阪府庁と大阪市役所の統合による、広域のかつ長期的視点に立った都市戦略の実行」であり、「強い広域自治体」に対応するものである。次に分権化とは、「人口二六七万人を擁する巨大な大阪市域を八〇九つに分け」ることであり、「やさしい基礎自治体」に対応するものである。そして、最後の民営化とは、「公共サービス業を市役所本体から切り離し、別法人化します。地下鉄や水道など黒字事業は民営化します。バスの一部路線は民間に事業譲渡します」ということである。³²⁵

このように、大阪府庁と大阪市役所を再編して「強い広域自治体」と「やさしい基礎自治体」をつくり、公共サービス事業を民営化することが大阪都構想の柱とされていることから、ここでは彼らの整理に従うことにしたい。ただ、これらのうち民営化については、橋下と堺屋の著作でも、「『大阪都構想』には大阪市営地下鉄の民営化が含まれます」との記述はあるものの、それほど強調されているテーマではない。そこで、この問題については次節以降に回すこととする。

さて、そもそもどうして大阪都構想が提唱されたかと言えば、先に橋下も記述しているように、「『二重行政』を解消」する必要があるからである。さらに、この「二重行政の解消」は大阪都構想において重要なフレーズとして位置

つけられており、例えば、大阪維新の会のホームページでは、「二重行政の解消・ワン大阪・大阪都構想に賛成ですか？ 反対ですか？」⁽³³⁾ という簡易アンケートが実施されている。

なるほど、二重行政というフレーズは、市民にとって分かりやすく、かつ行政の無駄遣いを連想させるものである。このため、橋下陣営としても前面に押し出したという意図があるのであろう。だが、専門家の分析では二重行政は大きな問題ではなく、根本的に解決されなければならないのは二元行政だとされている。

では、専門家によりどのような診断がなされているのであろうか。このことを知るために、まず橋下府知事の下で設置された「大阪府自治制度研究会」の「中間とりまとめ」を組解くと、ここでは、大阪の問題が以下のように診断されている。

○その結果、この「中間とりまとめ」では、大阪の問題の本質は、府市間の二重行政の存在というような表層的な問題にあるのではなく、

- ・ あたかも「二つの大阪」というものが存在し、
 - ・ 両者は「市は市域、府は市域外」という区域分断的な機能分担のもと、
 - ・ 協調することなく、それぞれが独自に全域がほぼ都市化した狭隘な大阪府域で都市経営を行い、
 - ・ 結果として、大阪全体における都市経営の責任が不明確な状態になっているという、
- 言わば「二元行政」とも呼ぶべき状態にあることを明確にした〔傍点引用者〕。

また、この点について、この研究会で座長を務めた新川達郎は、

特に大阪府と大阪市の間での問題ということと言うと、私自身大阪府の自治制度研究会に関わって、二重行政というふうにいわれる直接、権限が重なることで大阪市の独自性が生かされないというような、そういう問題については実はほとんど解消されてきているのです⁴⁰⁾

と解説している。

なるほど、松井知事と橋下市長の連名で作成された資料においても、「類似・重複している行政サービス」が三枚のスライドにわたって紹介されており、二重行政が完全に解消されているわけではないのであろう。だが、自治制度研究会の診断によれば、それ以上に問題とされているのが二元行政であり、こうした問題意識が「One. 大阪」、広域行政の一元化という主張に繋がっていくのである。

そこで、次に広域行政の一元化に論点を移したいが、これが橋下の主張する「強い広域自治体」に繋がるものである。上山の診断によれば、大阪が抱える課題の本質は『大阪は分断国家である』⁴¹⁾と「こと」であり、この問題こそ解消されなければならない。大阪が、大阪市と大阪府に分断されていることが何よりも問題であり、まずは両者の一元化が必要だということである。さらに、単に一元化することが狙いではなく、それによって世界で勝負しうるだけの規模を備えることがより重要だとされる。橋下の言葉によれば、これからの大阪はまず「世界の都市間競争に打ち勝つための『強い広域自治体』」⁴⁴⁾という顔を持つ必要があり、そのためには、「今の大阪市二六〇万人を大都市大阪

というふうに見るのではなくて、八八〇万人という単位で世界と勝負」⁽⁴⁾することが必要だというのである。

このように、八八〇万人という単位で世界と勝負するためにこそ広域行政の一元化が必要だというのであり、別の箇所では次のように述べている。

広域行政は、都市間競争に打ち勝つためのものですから、ヒト・モノ・カネの流れの範囲を捉えるべきです。そして他の広域行政と重なって二重行政の弊害が生じることを避けなければなりません。大阪の今の地域特性からすると、大阪府域全体を広域行政の範囲と捉えるべきことは明らかです。そこで大阪府域全域で広域行政を担う新しい広域行政体、すなわち大阪都が必要となるのです。⁽⁴⁾

更に、仮に大阪府域全域で広域行政を担う新しい広域行政体を創出できれば、大阪都にこだわる必要性はないとまで主張している。大阪都を創設せずとも、大阪市の市域を拡大して特別市とするという選択肢でも構わないというのである。その証拠に、

ですから、大阪都構想は、大阪府域全体を一つの広域行政の範囲と位置付ける制度であればそれで良く、特別市という名称であっても、特別市の範囲が、大阪府域まで広がるのであれば全く構いません。

大阪市だけを特別市にするのではなく、大阪府域全体を特別市にするのであれば、それで良い。現在の大阪のヒト・モノ・カネの流れに合わせて、広域行政の範囲を捉え直そうというのが大阪都構想の根本思想です。大阪

府域全体が広域行政体になるのであればそれはそれで良いのです〔傍点引用者〕⁽⁴⁷⁾

と述べているのである。

そして、このように広域行政機能を大阪府域で一元化する必要性がある以上、広域化の対象となるのは大阪市域だけでは足りない。大阪府下には、大阪市以外に堺市という指定都市が存在しているだけでなく、中核市や特例市も存在している。そうしたことから上山の著作では、「特別区の対象エリアは現在の大阪市域よりも拡張し、堺市など周辺の一〇市を含む。これを『グレーター大阪』と位置づけ、都市としての競争力強化のために業務核機能を配備する」とされていたのである。

加えて、このように大阪府域全体を広域行政体とすることで、更なるメリットも生じると説明されている。どのようなメリットかと言えば、「大阪市周辺の住宅地帯に住んでいる人は市の中心部を変えられないし、中心部にいる人は住宅地帯を変えられない」⁽⁴⁸⁾という問題点を解消できるというのである。なるほど、広域行政が二元化されていることにより、大阪市民が大阪府知事と大阪市長の双方を選べるのに対し、大阪市域以外の大阪府民は大阪府知事しか選ぶことができない。それを一つにまとめることで、「旧大阪市域」の住民も、「旧大阪市域」以外の住民も、同様に大阪都の広域行政に参加できることになる。

四・二 やさしい基礎自治体

広域行政体の拡大という点では、大阪市の市域を拡大した上で特別市に移行するという方法にも一定の評価を与え

た橋下であるが、それでも軍配は大阪都構想に上げられることになる。そしてその理由は、もう一つの主張「やさしい基礎自治体」にある。

確かに、大阪市の市域を府域全体まで拡大できれば、広域機能は一元化できるであろう。だが、仮に市域が拡張されたとしても、「ニア・イズ・ベター」、住民自治の観点から、基礎自治体はしっかりと充実させなければなりません。特別市が広域行政も基礎自治行政も全て担うということには反対⁵⁰だということです。もし特別市の内部に依然として行政区が設置され続けるとすれば、「大阪府全体が、基礎自治体である市町村が一つもない巨大な一つの自治体になってしまう。それはあり得⁵¹」ないというのである。

このため、広域自治体の内部に基礎自治体を設けることが必要になるが、仮に基礎自治体が設置されれば、東京で世田谷区が世田谷区独自の、中野区が中野区独自の、都心三区が都心三区独自の政策を展開できているように、「旧大阪市域」においても各基礎自治体によって独自の政策が展開されることになる。

さらに、大阪都構想では、単に基礎自治体を設けるだけではなく、団体自治と住民自治を共に拡充することがうたわれている。まず、団体自治については、「基礎自治体の理想モデルは住民生活に密着したサービスを全て自らの権限と財源で提供できる中核市だと考えています。さらに中核市以上の権限と財源を持たせていく方向です（教員人事権など）」と説明している。なぜ中核市が理想モデルであるかといえは、「住民に身近なサービスは、中核市レベルであればほぼすべてを網羅でき⁵²」るからだとされる。

一方の住民自治については、何よりも公選首長の設置が重要であるとされる。その理由としては、第一に、学校の統廃合のような「もの凄い政治エネルギー」を必要（とする）政治問題を、市役所人事で市長に任命され、在任期

間もわずか二年間にすぎない公務員区長に扱わせるのは無理」だということが挙げられている。また、「緊急事態では、既存のルールや制度を超えた政治判断が必要となる場合もあるでしょう。これは、最後は住民への説明をもって責任を取れる公選首長にしかでき」ないといったことも挙げられている。一方、住民自治の拡充のためには公選議会の設置も必要となるが、設置に必要なコストについては、「試算してみたところ新たに区議会議員を置いても職員数が大きく減るので、全体コストはむしろ下がるという結果が出ました」とされている。

そして、こうして新たに導入される基礎自治体は、東京の特別区とも相違するものとされる。橋下は、「今の東京の制度がベストではないけれども、いまの大阪よりはずっと優れた制度だろうと思います」と都区制度を評価しつつも、「とりわけ団体自治の拡充を図ることから、「単に特別区という名前は東京都の体制とごっちゃにされるので、僕は特別自治区という名前にし」たのだと説明している。

五、大阪都構想実現に向けた動き

大阪都構想に関する議論を難しくしている要因の一つに、その内容が次々と変遷していくことが挙げられる。ある時期の大阪都構想を対象に批判的議論を展開しても、次の時点ではその内容自体が変化していることが少なくない。ただ、先にも述べたとおり、本稿の狙いは、大阪都構想が何を目指しているかを可能な限り明確に描き出すことにある。そして、こうした見地に立てば、内容が変化してくれることはかえって好都合でもある。というのも、内容面での変化を見極めることで、大阪都構想の真の狙いが見えてくるからである。

第三節において橋下の手法を確認している我々としては、何が仮想の利益であるかに注意を払いながら、最終的に何が「譲歩できるもの」であり、何が「絶対に譲歩できないもの」であるかを峻別しなければならぬ。そこで、本節では、大阪都構想が現実にとどのように進められているかを分析することで、大阪都構想の狙いに迫ってみたい。

五・一 広域行政の範囲

前節で整理したように、大阪都構想の柱の一つとして、強い広域自治体の創設が挙げられる。現在の大阪の地域特性を鑑みれば、大阪府域全域を対象とする広域自治体の一つ作り出す必要があるためであり、このためには、堺市並びに他の隣接市も対象に加えることが必要だといえるのである。

ところが、少なくとも現時点では、広域機能を府下全域に拡大する見込みは立っていない。そして、この点が最も顕著に表れているのが、堺市であろう。堺市では、二〇〇九年に行われた市長選挙で、前市長であった木原敬介と、橋下知事のもとで政策企画部長等を務めていた竹山修身との闘いとなり、結果的に竹山が勝利を収めることとなった。そして、仮に、橋下と竹山の関係が良好なままであったとすれば、堺市も大阪都構想に加わっていたかもしれない。

だが、少なくとも現時点において竹山は、

今年（二〇一二年）の二月三日、松井知事と橋下市長と会談し、「堺市と府との間には二重行政は存在しない。堺の自由と伝統が市民に根強くある。政令指定都市として発展していくのが大半の市民の願いだ」と、「大阪都構

想」を協議する協議会への参加をきっぱりと拒否したのだ。⁶⁵⁾

では、なぜ、竹山が「堺市と府との間には二重行政は存在しない」と主張できたかといえば、二〇〇六年に堺市が指定都市に移行する際、大阪府との間で綿密に権限の調整を行った結果、ほぼ二重行政と呼ばれる問題の解消には成功していたからである。この点について宮本勝浩は、「実は、政令指定都市になる前に、大阪府と堺市の幹部の方々がお集まりになって相談したときに、基本的に二重行政はありませんね、という結論になってるんですね⁶⁶⁾」と解説している。

そして、こうした竹山の憂心により、橋下との関係は著しく悪化したようであるが、堺市を特別自治区の対象に含めることについて橋下は次のように述べている。すなわち、

「堺市は分割するかどうか」について、「大阪府は政令市として残してはいけないが、堺市につて(ママ)は別途、考える」「重要なのは組織のかたちでなく、広域行政と基礎行政の役割分担」「大阪府は問題があることがはっきりしているが、堺市は政令市として歴史も浅く、府との役割分担もうまくいっていると聞いている。専門家の意見を聞き判断したい」(九月二日、産経新聞⁶⁷⁾)。

特別自治区を堺市まで設置するという当初の案に対しては、「『堺市は「大阪都」の見栄えをよくするためのただのお飾り。橋下市長が欲しかったのは大阪市だけ。堺市なんて、最初から眼中にない』⁶⁸⁾との大阪府議会関係者による解

説がある。また、『公式本』では、堺市の財政規模と職員数を示すグラフは載せられているものの、文章では「一般会計と特別会計を足すと大阪市の予算は大阪府に匹敵する大きさです。したがって府と市の予算をまとめて使うとスケールの大きな投資が可能になります」と書かれているだけで、堺市については触れられていない。ただその一方で、「堺というのは割りと今まで財政的に、経済的にはよかった。ところが、大阪市なんか大変ですよね、それでそちらの方の補填に堺市の財源が使われるんじゃないか、という考えがある」と、とりわけ財政面で堺市まで含めることの意義を肯定的にとらえる考え方も提示されている。

もちろん、堺市が積極的に大阪都構想に参加する意思を示すのであれば、橋下陣営としてもそれを拒むものではないであろう。また、『公式本』では、「大阪市と大阪府が統合する第一段階のうちに、堺市も統合する必要があります⁶³⁾」と述べられている。だが、堺市の統合に全く目途がつかない現状を鑑みれば、少なくとも堺市の編入は「譲歩できるもの」であったということになる。そもそも、大阪府と大阪市について「One 大阪」という主張は成立しても、果たして、堺市まで含めて「One 大阪」と言えるかどうかは疑問である。

そして、堺市の編入をこのように位置づけられるとすれば、先の橋下の言葉も含めて「譲歩できるもの」ということになる。その言葉とはすなわち、「現在の大阪のヒト・モノ・カネの流れに合わせて、広域行政の範囲を捉え直す」というのが大阪都構想の根本思想（「傍点引用者」）というものである。

五・二 団体自治と住民自治の拡充

次に、もう一つの柱である「やさしい基礎自治体」の主張がどのように進められているかについて取り上げてみた

い。このやさしい基礎自治体の主張について新川は、「そういう意味では、今回の大阪都構想で目指されている特別自治区や地域自治区的なものが、ほんとうに住民自治を実現しようということであれば、それはそれとして非常に大きな意味があるのではないか、そんなふうに思っています」と、肯定的に評価される可能性を示唆している。では、果たして、大阪都構想におけるやさしい基礎自治体の主張は、このように評価しうるものといえるのであろうか。

この点を分析するための材料としては、大阪分市案が適切である。なぜかといえば、二〇一〇年に主張されたものの即時に撤回されてしまったこの大阪分市案を分析することで、大阪都構想における「やさしい基礎自治体」の位置付けがはっきりと浮かび上がってくるからである。

そこで、まず大阪分市案の内容を紹介してみたいが、これは、大阪都を新たに創設するのではなく、大阪市を複数^①の市に分市するという案である。そして、こうした案が提唱された理由としては、①法改正が不要、②地方交付税交付金の配分面での利点、③団体自治の拡充面での利点、といったメリットの存在が挙げられる。

これらのうち、②と③について詳述したいが、まず、地方交付税交付金の配分面での利点とは、現在の都区制度をそのまま大阪都に適用した場合と比べて、大阪全体で受け取る交付金の額が多くなるというものである。仮に、現在の都区制度をそのまま大阪都に適用した場合、「都にあつては、道府県に対する交付税の算定に関してはその全区域を道府県と、市町村に対する交付税の算定に関してはその特別区の存する区域を市町村と、それぞれみなして算定した基準財政需要額の合算額及び基準財政収入額の合算額をもつてその基準財政需要額及び基準財政収入額とする」(地方交付税法第二十一条)という規定が適用される。このため、仮にこの仕組みを大阪にそのまま適用したとすれば、西成区など財政的に困難を抱えている区の不足分を中央区など財政的にゆとりのある区の歳入で補った上で、全体の不

足額が交付金として交付されることになる。

これに対して、分市案の場合には、不交付団体から交付団体に対して財政的な補填がなされることはなく、ただ、交付団体に対して国から交付されるのみである。つまり、大阪市を分市した場合には、現在の大阪市域内における水平的な財政調整がなされない分だけ、地方交付税交付金が増額されるというメリットがある。

続いて③について論じたいが、東京の特別区は、現在でこそ地方自治法において、市町村と同様に「基礎的な地方公共団体」として位置づけられてはいるものの、依然として特別地方公共団体であることに変わりはない。更に、その権限は「前項において特別区の存する区域を通じて都が一体的に処理するものとされているものを除き、一般的に、第二条第三項において市町村が処理するものとされている事務を処理するものとする」(地方自治法第二八一条の二第二項)とされている。

つまり、市町村として位置づけられるのであれば、法律に基づいて権限が保障されるのに対し、特別区として位置づけられる場合には、都の権限として留保されるものもあり得ることになる。よって、仮に団体自治の拡充を第一に掲げるのであれば、特別区として位置づけるよりも、市町村として位置づける方が好ましいはずである。

ところが、先に述べたように、この大阪分市案は早々に撤回されることになった。なぜ撤回される結果になったかといえば、大阪分市案には、①水平的財政調整の困難、②市の債務・資産の配分、③権限配分の困難、といった問題があったからだとされている。これらのうち、①については、水平的財政調整制度は設けずに地方交付税制度のみによる財政調整という方法もありえようが、②と③については、橋下陣営としては「絶対に譲歩できないもの」であったと考えられる。

そして、この両者のうち、②については民営化に関する議論と合わせて後述したいが、③については橋下陣営も次のように認めている。すなわち、

まず、「維新の会」は、かつて普通市への分市案も提示したけれども、すぐ検討対象から外した経緯があります。その理由を、「維新の会」ホームページで、浅田均政務調査会長は、次のように書いています。「分市では、新たな市ができるだけで、市の役割はすでに法定されていることから、広域と基礎で新たな役割分担を決めることができない」⁶⁰と「傍点引用者」。

橋下陣営は、特別自治区に対しては中核市並みの権限を付与するという主張を一貫して続けてきている。もし、このように団体自治の拡充に第一の主眼があるとすれば、分市した上でそれぞれの市を中核市として位置づければ済むことである。二六〇万人からの人口を擁しているのであるから、八つに分市すれば少なくとも人口面の要件はクリアすることができる。何も大阪都という新たな制度を創設するまでもない。

にもかかわらず、大阪都の必要性があるとすれば、中核市並みをうたいながらも、中核市に認められる権限のうち大阪都に引き上げるべきものがあるからであろう。広域行政を一元化する必要性がある以上、そのために必要な権限については、大阪都に引き上げることが必要である。

では、どのような権限が広域行政に含まれるかといえば、松井一郎と橋下が一例として挙げているのが、都市計画決定権限である。東京駅北側とうめきたの事業を事例に、東京都と大阪府、千代田区と大阪市の権限が次のように対

比されている。

まず、東京駅北側の場合、用途地域と都市再生特別地区の決定権限が東京都にあるのに対し、土地区画整理事業計画と地区計画については千代田区に決定権限がある。ただし、東京都知事の同意が必要である。これに対して、うめきたの場合、これら四つすべてが大阪市に決定権限がある。ただし、大阪市のみで決定しうるのではなく、土地区画整理事業計画と地区計画については大阪府知事の同意が必要であり、用途地域と都市再生特別地区については、後者が大阪府知事との協議を必要とするものの、いずれも、同意が必要なのは国土交通大臣である。このため、「市域における拠点開発において、広域自治体である府の関与の余地が少なく、府域トータルでのまちづくりの視点を反映するのが難しい」との問題点が指摘されている。

だが、広域自治体である府の関与が必要だということであれば、協議の仕組みを府と市の間で新たに構築すれば済むことである。逆に、東京都のように、都と区に権限が分かれてしまっている方が総合的な施策の展開という点で好ましくない可能性もある。あるいは、広域自治体と基礎自治体との役割分担の明確化を主張する橋下陣営であるから、広域行政の一元化を名目に、現在区に認められている土地区画整理事業計画や地区計画の指定権限を、都に引き上げることが予定しているのかもしれない。だが、「非常に狭い範囲に限定された、具体的かつ詳細な都市計画と定義」される地区計画の権限を広域自治体たる都に移すことが適切かどうかは疑問であるし、建築基準法第六八条の二の「市町村の条例に基づく制限」との関係の問題も生じてこよう。

それとも、大阪都にすることで、現在大阪市が有している用途地域の指定権限を手にしたのかもしれない。だが、用途地域は、二〇一二年四月に府下の市町村に権限移譲されており、仮に大阪都が実現したとしても、その権限は大

阪市以外の市町村には残され、完全に一元化することはない。もし、それでも必要だというのであれば、それは単に大阪市の権限が必要だったということであろう。

続いて住民自治の拡充についても見ていくことにしたい。まず、区長公選化については、仮に大阪都が実現した場合にはそれほど問題なく導入されることになるであろう。大阪都実現により、市長を選挙できなくなる代りに、区長を選挙できるようになることは確かである。⁷⁰⁾

一方、区議会設置については、設置コストの問題が議論されており、これまでにはポランティア議員という提案がなされたこともある。ただし、この提案に対して松井は、「議会費を抑えるにはポランティア議員がベストだと思いません。ただ大阪都だけがポランティア区議で、他府県には報酬を受け取る議員がいる。このようなアンバランスさで優秀な人材が集まるのかは疑問があります」と、自ら疑問を呈している。⁷¹⁾

なるほど、その後になってこのコストの面については、先に引用したような説明がなされている。ただ、いずれにしても、府議会に対する橋下の評価が「あまりにも前近代的な世界。非効率、不合理、不毛の極致の世界」というものである以上、コストの問題だけを議論して済むことではないであろう。橋下が自らの評価を改めるような議会改革に関する具体策が聞かれない限り、議会を通じた住民自治の拡充について、どこまで重要な位置づけがなされているかについては疑問である。

また、新たに基礎自治体として特別自治区を設置するとなると、少なくとも将来的には、特別自治区を単位としたまちづくり等が必要であり、そのためには、共同体に相応しい一体性を備えることが求められる。ところが、大阪二四区の場合、例えば中央区と浪速区の境界線が南海電鉄なんば駅の真上を横切っていたり、天王寺駅が天王寺区にあ

るのに対し、道を挟んだ反対側にある大阪阿部野橋駅は阿倍野区にあるといったことが生じている。グレートリセツトを提唱するのであれば、こうしたところまで含めた再編が望まれるが、「行政区のブロックの区割り試案」で提案されているものは、既存の二四区の組み合わせをどうするかといったものでしかない。団体自治や住民自治を議論する前に、まずは自治体としての要件を整えることが先決であろう。

五・三「特別区」設置法

大阪都構想がその具体化の段階で様々なほころびを見せていることはこれまで議論してきたとおりだが、次に、二〇一二年九月五日に公布された「大都市地域における特別区の設置に関する法律」(以下、「法」とすることがある。)の制定過程と内容を論じることとする。

二〇一一年秋のダブル選挙が実施された後、当初は橋下陣営自身が大阪都法案を立案しようとした時期もあったが、最終的には国政政党に委ねられ、以下のような流れで法律が制定された。

まず、二〇一二年三月九日にみんなの党と新党改革の両党から、続いて四月一八日に自民党と公明党の両党から法案が提出され、民主党と国民新党の両党からも六月一二日に「大都市地域における地方公共団体の設置等に関する特別法案」が提出された。その後五党間で調整が行われた上で七月七日には「大阪都法案提出に五党が正式合意」と報じられ、この合意を受けて改めて、七月三〇日に「大都市地域における特別区の設置に関する法律案」として衆議院に提出され、八月二九日に参議院で可決し、九月五日に公布されている。

そして、この法案の内容から、更に橋下陣営の大阪都構想に対するスタンスが見えてくる。まず、第一に指摘しな

ければならないのが、府と市の再編のあり方である。大阪都構想に対しては、「知事の構想は『大阪府による大阪市の吸収合併』または『大阪市の廃止』に他ならない」とする批判が強く投げかけられていた。これに対して橋下は、「[平松邦夫] 市長は『橋下知事は大阪府を潰そうとしている』『大阪市民を潰そうとしている』と批判します。僕は『大阪府役所と大阪府庁を潰して新しい役所をつくる』と言っているのに」と回答していた。また、上山も「向かうべき方向はとにかく『One 大阪』です。今の市役所も府庁もなくすのです。両方同時に解体する」と述べている。ところが、法第一条では、

この法律は、道府県の区域内において、関係市町村を廃止し、特別区を設けるための手続並びに特別区と道府県の事務の分担並びに税源の配分及び財政の調整に関する意見の申出に係る措置について定めることにより、地域の 実情に応じた大都市制度の特例を設けることを目的とする（傍点引用者）

と規定されており、結局は大阪府が廃止され、特別自治区ではなく特別区が設置されるだけのことである。また、大阪府廃止については『公式本』においても、「大阪都構想は、大阪府役所を廃止して基礎自治体としての特別自治区を設置する計画です」と、微妙に表現をずらしながら記述されている。

更に、この法律によって、実際に大阪府が創出されることはない。法第一〇条では、「特別区を包括する道府県は、地方自治法その他の法令の規定の適用については、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、都とみなす〔傍点引用者〕」と規定されている。すなわち、法令の適用上都とみなされるだけのことであり、実際に

大阪都が設けられるわけではない。

この法律に関するマスメディアの報道では、「大阪都法」という呼称がしばしば用いられている。だが、実際に大阪都がこの法律によって設けられるわけではない以上、こうした呼称は不正確である。否むしろ、単に不正確なだけではなく、こうした呼称により大阪都があたかも実現するかのような印象が与えられるとすれば、それは読み手をミスリードするものでしかない。仮に略称を付けるとすれば、「特別区設置法」の方が適切であろう。

このように、仮にこの法律を適用するとすれば、大阪府の名称はそのまま残り、大阪市を廃止して新たに特別区が設置されるだけのことである。少なくとも、大阪市を潰すこととはないとしていた橋下の主張は、この時点で虚偽であったということができよう。また、名称については、なるほど、「名称は『都』でも『府』でもなんでもいい」と語っていた橋下のことである。それほどこだわりのないのかもしれない。「(六月)二十八日、都構想に関する法案に五党が大筋で合意したことについて、『うれしい。政治は決めることが一番だ。互いに言い合って終わりではなく、結論を出すことを政治家がやり始めている』と」語っている。

ところが、このように語った翌日には、

大阪市の橋下徹市長は二九日、民主、自民など五党が合意した「大阪都構想」実現に向けた新法案で、名称を「都」に変更する規定がないと指摘し、「これだけ大騒ぎして自治体の形が変わるのに、『府』のままだったら世界に発信できない。都がダメなら『州』でいい」と述べた。

と批判を展開している。なるほど、六月二八日の時点では、与野党が大筋で合意したという情報を得ただけで、その内容までは確認できていなかったのかもしれない。だが、民主党が法案を提出したのは六月一二日のことであり、少なくとも第一条と第一〇条については、この時から変更はされていない。自ら一冊の本を書き上げてまで挑戦すると宣言した大阪都の実現に資する法案であることに加え、附則まで含めても一六条程度のものであり、目を通すことは十分に可能だったはずである。橋下の関心の低さは疑問である。更に、こうした批判を展開した舌の根も乾かぬうちに、七月四日には「大阪都構想について『統合後の広域自治体の』名称は国会議員の皆さんにお任せする」と述べ、『都』への変更にこだわらない考えを示し⁸⁰⁾たのである。

五・四 関西州との関係

大阪都構想の狙いを理解するうえで、関西州との関係を整理しておくことも重要である。なぜかと言えば、この両者の関係を分析することで、大阪都構想が橋下陣営にとってどうしても必要な段階だということが見えてくるからである。

二〇一〇年以降は、“One 大阪”の実現に向けてまい進してきた橋下陣営であるが、そもそも知事就任当初は、大阪府を廃止した上で、関西州を実現させるという主張を掲げていた。では、この関西州あるいは道州制の主張が撤回されたかと言えば、撤回はされていない。二〇一二年に入り、松井と橋下の連名で作成された文書においても、「最終ゴールが関西州⁸¹⁾」とされている。また、堺屋らの連名による著作においても、「大阪維新の会は、全国の制度を究極的には『地域主権型道州制』にすべきだ、と考えています⁸²⁾」と書かれている⁸³⁾。

だが、このように大阪都構想の先に道州制を見据える主張に対しては、数多くの批判がなされている。まず挙げられるのが、田村秀の次のような批判である。すなわち、

実は One 大阪というのは大阪の否定、すなわち、No 大阪ということになり、大阪そのものの解体となるのである。大阪府内の都市が人口三〇万から五〇万前後に再編され、その上で大阪都もなくなるわけであり、これを解体と言わずして何と呼べばいいのだろうか⁸⁰⁾

というのである。

では、なぜ「No 大阪」になってしまうかといえば、「少なくとも我が国における道州制論議の中では、道州―都道府県―市町村という三層構造は、屋上屋を架すという批判が強く、特に行革を求める観点からはとりいれられる余地の少ない考え方で」⁸¹⁾あり、「関西州の誕生によって、大阪都はもちろん、兵庫県や京都府も廃止」⁸²⁾されるからである。そして、仮に大阪都が関西州へと発展的に解消されるのだとすれば、「それは彼らが大阪都を一時的な制度改革としてしかみていないことを意味している」⁸³⁾との批判もある。更に、大阪都が一時的な問題でしかないとすれば、「大阪都構想は、実現してもなくても、実際はどうでもいい課題であるのではないか」という疑念すら生じることとなる。だが、橋下陣営は、こうした疑念に対して一定の回答は行っている。まず、上山によれば、

確かに、今の東京都の制度には広域自治体と基礎自治体の両方の性格が混在しており、いささか中途半端です。

まだまだ進化の余地があります。しかし、大阪の現行制度は東京よりも明らかに遅れています。いったんはまず、東京都型の体制に移行すべきです。理想を求めるのはそれからいいのです⁸⁹⁾

とされている。現行の都区制度の問題点を認めつつも、一度は大阪都を実現しておかなければならないというのである。

その上で、その後の道州制の導入に向けた道筋について上山は次のように説明している。すなわち、

二つの大阪がひとつの「大阪都」になったら、次は関西がひとつの州になります。共産主義の終焉と共に、二つのドイツは統一されました。その次に拡大EUができていった。これと軌を一にする流れです（ちなみに、東ドイツに相当するのが大阪市役所です⁹⁰⁾）。

そして、仮にこれが橋下陣営の描く将来像であるとすれば、EU方式、すなわち各国民国家は残しておいた上で、より広域の政府を創出することになるのであり、関西州に当てはめてみれば、「都」府県を残した上での道州制の導入ということになるであろう。実際、松井と橋下の連名による文書においても、「関西州と基礎自治体の二層に加えて、経済圏域を勘案した中間的な広域自治体を残すこともあり⁹¹⁾」えると主張されている。

また、『公式本』では、「大阪市と堺市（の統合）が実現した後に第二段階として、大阪市の周辺のほかの市も再編して、さらに広域な領域をひとつにしたグレーター大阪を形成⁹²⁾」すると主張されている。だが、こうして形成された

グレーター大阪が道州制導入に伴い廃止されてしまえば、まさに「Z。大阪」という結果となるのであり、やはりグレーター大阪については「中間的な広域自治体」として残されることになるであろう。

更に、関西州全域での三層制の導入の困難を考慮に入れば、グレーター大阪の区域については三層制、それ以外の大阪府域については二層制とする制度設計も考えられよう。ただし、グレーター大阪だけに三層制を認めた形での関西州への移行が果たして可能であろうか。他の指定都市の扱いの問題が当然に浮上することになるであろう。もし、大阪市のまま道州制へと移行するのであれば、二層制という選択肢もあり得るであろうが、大阪都というステップを踏むことで、将来の選択肢に枠がはめられる結果となるのである。

また、大阪都の必要性については、「大阪都構想は、地方分権、地域主権の大きな流れに沿ったものです。なぜなら、これこそが国からの権限移譲の受け皿になるからです。都構想は道州制（関西州）への地ならしなのです」とも説明されている。だが、特別区設置法によって大阪都が実現したとしても、「地方自治法は、『都道府県』を一括して扱い（二条五項）、都・道・府・県の間で原則として区別をし」⁸⁴ていない以上、現行法の下で権限移譲の受け皿になることはできないのであり、説得力を欠くものである。

五・五 關市政時代からの連続性

ところで、大阪都構想については、二〇一〇年の年初になって、橋下によって提唱されたとする理解が一般的である。例えば、吉富有治は、大阪都構想の端緒を「二〇一〇年一月、ベトナムとシンガポールを公用で訪問した橋下知事は、同行した記者たちに『府市再編プラン』を披露しました。これが府と市をひとつの都市に再編するというアイ

デアで、大阪都構想の下敷きになるものでした」⁽⁸⁶⁾と整理している。

だが、大阪都構想は、二〇一〇年に入り唐突に表明されたというよりも、それ以前からの流れの上に位置づける方が適切だと思われる。このように理解しうる一つの証拠として、橋下自身の次の記述を挙げることができよう。

当時はまだ大阪都構想は表に出していません。それをすれば、平松市長と大バトルになるのは目に見えていた。かつての太田房江府知事が大阪都構想を掲げた際も、当時の磯村隆文市長が猛反発しています。その前から大阪府、大阪市はこの問題で大バトルをしていた。だから、これは最後の問題だと思っていたのです。⁽⁸⁷⁾

この記述を信じるならば、大阪都構想は唐突に提唱されたものではなく、橋下の頭の中で適切な時期まで温められていたことになる。

また、上山の著作においても、大阪都構想は唐突に打ち出されたものではないことが読み取れる記述がある。否むしろ、上山の認識としては、大阪都構想は彼が關市政時代にスタートさせた改革の延長線上に位置づけられるのである。その証拠に、上山は自らの著作の執筆意図を次のように述べている。すなわち、

第一は、大阪市役所の市政改革への責任です。私は二〇〇五年二月から二〇〇七年一月まで、大阪市役所の市政改革をプロデュースしました。しかし、市長が変わって地下鉄の民営化は見送られ、職員の採用凍結も解除されました。「当時やろうとしていた改革は未完のままだ」ということを市民と職員に伝える義務があります。⁽⁸⁸⁾

上山は、關淳一市長時代、市政改革本部員および市政改革推進会議委員長を務めていたが、二〇〇七年一月の大阪市長選挙で平松邦夫が当選したことから、市政への関与が出来なくなった。ところがその後二〇〇八年二月に橋下府知事と出会い大阪府の特別顧問に就任することで、再び大阪の問題に関与するようになったのである。そして、この間の経緯について以下のように説明している。

關市長と大平助役の市役所改革は、約二年半続きましたが、關市長は選挙で平松氏に敗れます。こうして「大阪維新」の第一幕は幕を閉じます。

しかし、翌年二月に橋下知事が当選して第二幕が始まります。關市長の落選とともに謹慎塾生の身にあった私は、今度は舞台を大阪府庁に変えて改革に取り組むこととなります。

そして、大阪維新がそもそも大阪市の抱える問題の解決から出発していると位置づけることができるならば、次のような橋下周辺の人物の発言とも整合性をもつことになる。松井知事、橋下市長のコンビで大阪都構想の実現に向けて取り組もうとしている時点においても、府の役割を疑問視する発言が続いているのである。例えば、中田宏は、

現在、「都道府県」という存在が非常に中途半端になっているのである。政令市は行政において都道府県と関わるケースはかなり少ないのだが、一般市町村は都道府県からの補助金がなければ事実上、予算を組むことができない。この歪な構造を解消することが、日本の可能性を高めるためには必要である。それには、現状の都道府県よ

りも大きな行政体を設ける必要があるのではないかと考えている⁽¹⁰⁾

と、道州制の導入を主張している。

また、山田宏は、

いま都道府県という枠組みは、ほとんど役に立っていないといっている。医療や福祉、教育といった生活の基礎となるサービスは、市町村レベルで行なうべきものである。そして、産業活性化や道路・港湾といった大規模インフラの整備は地域で行なえばいいのだが、その単位が都道府県では小さすぎるのだ。実際、いま都道府県ごとに同じ施設や組織をつくっているが、多くは不必要なものだ⁽¹¹⁾

と、府県制の限界を指摘している。

先に議論したように、特別区設置法の仕組みでは、廃止されるのは大阪市であり、大阪府が存続することになる。だが、上山が自ら語っているように、元を辿れば大阪市政改革に端を発するものである上に、府県はその存在意義から問われているのである。本来であれば、大阪府を関西州へと発展的に解消すると同時に、大阪市政改革を進めるべきものだったのであろう。ところが、橋下「府知事」の手によって大阪市政改革を行う必要性が生じたことから、一種の歪みが生じる結果となったのである（ただし、大阪市政改革の延長線上から特別自治区の設置という議論が生まれたかどうかは疑問であり、この点については、大阪都構想独自の意義があることは確認しておく必要がある）。

五・六 ストック再編

さて、先に民営化の問題と大阪分市案に関連した資産・債務の配分という二つの問題を積み残しておいたので、ここで取り上げることにはしたが、先に後者の問題から論じてみたい。先述のように、大阪分市案が早々に撤回された理由としては、広域自治体と基礎自治体間の権限配分ができないことがあったが、この資産・債務の配分の問題も大きかったと考えられる。というのも、仮に、大阪分市案が大阪市を複数の区域に分割し、その資産・債務を新たに創設される市に配分するものとすれば、その資産に大阪府がタッチすることはできないからである。すなわち、大阪市の資産は複数の市に分割相続されるだけのことであり、その資産の活用は新たに創設される市に委ねられることになる。

だが、橋下陣営としては、大阪市の保有する資産の活用は「絶対に譲歩できないもの」であり、そうであるがゆえに、大阪分市構想は撤回されたと考えられる。そして、このように解釈しうる一つの根拠としては、橋下自身の発言が挙げることができる。橋下は自らの政治パーティにおいて、『大阪府が持っている権限、力、お金をむしり取る』^④と発言しているのである。

また、上山の著作においても、大阪市のストックの活用が明確に主張されている。どのように活用するかと言えば、大阪府及び大阪市のストックの再編により、上山の主張の柱であるライフィンプラの整備を推進していくというのである。なぜライフィンプラの整備が必要かと言えば、上山の主張によれば、「セーフティネットの充実によって資産を流動化させる。これこそが、日本国が閉塞を脱する鍵」^⑤であり、そのために「今の日本に必要なのは、老人ホーム、介護施設、託児所などのライフィンプラを充実させること」^⑥だというのである。

その上で、老人ホームや託児所建設に必要な土地については、「国も自治体も、各地に土地をいっぱい持っている。老朽化した建物もたくさん持っている。それを壊して更地にして提供するのだ」という。なかでも、「大阪府役所は、実に市内の土地の二五％を保有して」おり、そうした資産を積極的に活用すべきだといっているのである。

吉富は、「大阪都の目的とはいったい何なのか。橋下知事流の言葉で表現すれば、少し下世話な言い方ですが、ずばり「金儲け」なのです。大阪都の直接的な目的は、住民サービスの向上をめざしているのではなく、税収を上げることが最大の目的だというわけです」という解釈を示しているが、これは橋下と上山の発言とも符合するものである。まず、上山は、『大阪維新』の目的は非常にささやかです。『大阪の子供たちが笑顔で暮らせる、ちゃんと食べていける町にする』——これに尽きるのです」と慎ましく述べている。これに対して、橋下は、ツイッター上で思わず本音が出てしまったのかもしれないが、「もしこの大阪で、府民に飯を食わしていこうと思つて政策を実現しようと思えば、大阪府と大阪市の広域行政の一元化の必要性にぶつかるとは（傍点引用者）」と呟いている。

上山のライフィンフラ論に基づく政策を実施しようとすれば、大阪府役所が持っている資産は是非とも活用する必要がある。だが、橋下府知事のままでこうした資産の活用は困難であり、橋下市長を誕生させる必要がある。ところが、そもそも橋下は、平松市長誕生時にも出馬の可能性があったと言われている。「自民党は、もと毎日放送アナウンサーの平松邦夫氏が当選した大阪市長選でも橋下に出馬を打診し、断られていた」というのである。その理由としては、「仕事の調整」の問題があったとされているが、府知事の職を投げ打って市長選に出馬するためには、大阪都構想という大義名分が必要だったのである。

そもそも橋下陣営が主張する具体的な政策の多くは、大阪市域を対象とするものである。例えば、堺屋が提言する

「大阪一〇大名物創り」⁽¹³⁾は、その一〇のうち九は大阪市内を対象としており、大阪市域から外れるのは「アジア・パワ―を取りこむ『国際特区』構想」⁽¹⁴⁾のみである。大阪都構想を掲げて大阪府域全体に目を配っているように思えるが、専らの関心は大阪市内にある。そしてこうしたこと、そもそも大阪維新が大阪市政改革の延長線上に位置づけられるものだど解釈すれば、納得のいくものである。

また、ストック再編は民営化の問題とも密接にかかわるが、關市政時代において既に、現業部門を民営化した上で市域外へと拡大することは主張されていた。大阪市役所職員との共編著である『行政の経営分析—大阪市の挑戦—』の中で上山は、次のように述べている。すなわち、

現に大阪市のゴミ工場はすでに一部の他都市からゴミを受け入れている。このモデルを突き進めていけば、現在は市の直営だが、これを例えば財団法人化、さらに民営化していく可能性がある。それとともに大阪市内だけではなくグレーター大阪圏全体のゴミ処理を担っていく。これからは環境維持のためのコストはもっと広く社会全体で負担する時代になる。大阪市の環境事業局は交通局や水道局と同様に民営化や大阪市域の外への発展の可能性を秘めている。⁽¹⁵⁾

先に議論したように、少なくとも二〇二二年年末の時点で広域行政の対象区域の拡大は進んでおらず、橋下陣営にとっては「譲歩できるもの」であると考えられる。これに対して、大阪市の権限は既に橋下市長の手中にあり、ストック再編と現業部門を民営化した上での市域外への拡大は、橋下陣営の主張通りに進められようとしている。そして、

こうした状況を鑑みれば、これらこそが「絶対に譲歩できないもの」だったと考えられる。上山の主張する政策の推進には、大阪市の権限、保有するストックの再編並びに現業部門の民営化及び市域外への拡大が必要だったのであり、橋下陣営としてこの点は譲ることはできなかった。そして、この「絶対に譲歩できないもの」の実現のためにこそ、大阪都構想の提唱が必要だったのである。

六、結びにかえて

特別区設置法案の内容については、既に部分的に議論したが、この法案の仕組みによる大阪都の実現を考えれば、もう一つ論じておかなければならないことがある。それは、特別区設置のための手続きに関する規定である。法第八条では、

関係市町村及び関係道府県は、全ての関係市町村の前条第一項の規定による投票においてそれぞれその有効投票の総数の過半数の賛成があったときは、共同して、総務大臣に対し、特別区の設置を申請することができる。ただし、指定都市以外の関係市町村にあっては、当該関係市町村に隣接する指定都市が特別区の設置を申請する場合でなければ、当該申請を行うことができない〔傍点引用者〕

と規定されている。

このように、この法律の仕組みを用いて「大阪都」を実現しようとすれば、大阪市民の過半数の賛成を得ることが必要となる。だが、橋下市長誕生には賛成した大阪市民であるが、大阪市廃止にどこまで賛成が得られるであろうか。市長選のようにいかどうかは疑問である。なるほど、橋下市長に対する信任投票のような形で、市長選と特別区設置の住民投票を同時に実施するという選択肢もあるかもしれない。だが、「一期四年の任期で完結する政治家が集まるような政治にならないとだめだ」とする従来の主張を鑑みれば、市長職を二期務める可能性は低いであろう。

住民投票について橋下は、「都構想が住民投票で否決された場合には『都構想の大きな方向性は賛意を得ている。』（二四区を再編する）区割りが問題なら、区の組み合わせを変えて、過半数になるまで（住民投票を）やり続ける」と話し⁽¹¹⁾ていると報じられているが、都構想が否決され続けた場合には大きな政治的ダメージを受けることになる。先に指摘したように、単に敵を作り出すだけではなく、自らを多数派に立たせるというのが、橋下がこれまでしばしば用いてきた手法である。仮に、大阪都構想が「絶対に譲歩できないもの」だとすれば、二六〇万大阪市民の声だけでなく、八八〇万大阪府民の声を聞くといった仕掛けが講じられてもおかしくないが、そうした動きは見えてこない。

これまで論じてきたように、大阪都構想で「絶対に譲歩できないもの」は、大阪市の権限、ストック再編そして民営化のみであり、これらは、橋下市長誕生により、十分に射程に入っている状況である。少なくとも、「市政改革」の継続を可能にしたという点で、大阪都構想は大きな役割を果たしたのである。そして、このように解釈すれば、「あの『大阪都構想』でさえ、最近では、質問した記者に向かって『まだそんなことを聞くのか』という態度で対応した」とする観察も、十分に納得しうるものであろう。

もちろん、今後の情勢次第では、大阪都構想がまた新しい政治的役割を背負わされることもあるであろう。二〇一二年一月三日、ツイッター上で橋下は、「次の総選挙の争点は道州制しかありません。そのきっかけ作りが大阪都構想です」⁽¹⁹⁾と呟いている。また、特別区設置法が成立した際には、

大阪市の橋下徹市長は（八月）三〇日の記者会見で、二九日に成立した「大阪都構想」を実現する法律に都道府県名の変更規定がないことについて、「府の名称は変えるべきだ。名称変更のための特別法を作って住民投票をすればいい」と述べ、名称変更のための特別法制定を目指す考えを明らかにした⁽²⁰⁾

と報じられている。

日本維新の会の「骨太二〇一三―二〇一六」でも、「地方分権↓大阪都構想↓道州制」と記されており、道州制実現と絡めて大阪都構想が政治的カードとして使われる可能性は依然として残されている。二〇一二年一二月の総選挙では、道州制も大阪都構想も争点となることはなかったが、次の機会が全くないとは言い切れないであろう。

仮に、大阪都構想の政治的価値が失われてしまえば、後は政治的慣性の法則に従って進んでいくだけであり、最終的に住民投票で否決されるという結末も十分に考えられる。ただその一方で、大阪都構想に依然として政治的な使用道があるとなれば、実現に向けた活発な動きが見られてもおかしくない。ただ、仮にそうした事態が生じたとしても、我々が忘れてならないのは、その狙いはあくまでも政治的なものでしかないということである。

〔注〕

- (1) 第三書館編集部編『ハシズム!——橋下維新を「当選会見」から読み解く』、第三書館、二〇一二年、一九八頁。
- (2) 橋下徹・堺屋太一『体制維新—大阪都—』、文藝春秋、二〇一一年、一二六頁。
- (3) こうした橋下のスタンスは、府政で共に仕事をした人物たちにとっても明確に認識されていたようである。その証拠として以下の文献を挙げておく。中村あつ子『私と橋下知事との二一〇〇日』、洋泉社、二〇一二年、八七〜八八頁。
- (4) 橋下・堺屋、前掲、二五七頁。
- (5) 前掲、五〇頁。
- (6) 山口二郎『橋下政治は軍隊的官僚主義と競争原理主義の合体にすぎない—ハシズムを乗り越えて—』、内田樹他『橋下主義（ハシズム）を許すな!』、ビジネス社、二〇一一年、七一頁。
- (7) 前掲、七一頁。
- (8) 産経新聞大阪社会部『橋下語録』、産経新聞出版、二〇一二年、一〇八頁。
- (9) 橋下の政治と行政に関する姿勢について高奇昇三は、次のように批判している。「橋下知事は、これまで行政問題を政治的に、政治問題を行行政的に、巧みに処理してきたが、他人がこのすりかえの手法を使うことを許さないのは、権力者の偏狭性の表れである」（高奇昇三『大阪市存続・大阪都粉碎の戦略—地方政治とポピュリズム—』、公人の友社、二〇一一年、七一頁）。
- (10) 志水宏吉『検証大阪の教育改革—いま、何が起きているのか—』、岩波書店、二〇一二年、二七頁。
- (11) 「鼎談 橋下主義（ハシズム）を斬る」、内田樹他、前掲、六四頁、における薬師院仁志の発言。
- (12) 中島岳志『橋下徹の言論テクニクを解剖する』、第三書館編集部編『ハシズム!——橋下維新を「当選会見」から読み解く—』、第三書館、二〇一二年、一〇頁。
- (13) 第三書館編集部編『ハシズムは沈むか—「橋下維新」のウラは何?—』、第三書館、二〇一二年、一七五頁。
- (14) 橋下徹『最後に思わずYESと言わせる最強の交渉術』、日本文芸社、二〇一三年、一〜二頁。
- (15) 花丘奈果『前回の大阪府知事選挙で私は橋下知事に一票入れました』、鳥影社、二〇一一年、三五頁。
- (16) 森裕之『大阪都構想と「国家改造」』、榊原秀訓編著『自治体ポピュリズムを問う—大阪維新改革・河村流減税の投げかけるもの—』、自治体研究社、二〇一二年、二一八頁。
- (17) 橋下、前掲『最後に思わずYESと言わせる最強の交渉術』、一頁。
- (18) 前掲、二七〜二八頁。

- (19) 前掲、二八頁。
- (20) 前掲、一四頁。
- (21) 前掲、一四頁。
- (22) 橋下徹『まっとう勝負!』、小学館、二〇〇六年、一四八頁。
- (23) 前掲、一五四頁。
- (24) 橋下徹『一四歳の世渡り術 どうして君は友だちがいないのか』、河出書房新社、二〇〇七年、一八七頁。
- (25) 二〇一二年九月、竹島の共同管理論について橋下は、『国益が損なわれている。周辺海域を含めて利用のルールをしっかりと決めていかなければ』と述べ、共同管理こそ日本が現実的な利益を得る道になると主張し(二〇一二年九月二六日付『朝日新聞』)ているが、最終的に損得に還元するという彼の思考様式を前提とすれば、十分に理解しうるものである。
- (26) 飯島昇藏「公正としての正義——ジョン・ロールズ」、藤原保信・千葉貞編『政治思想の現在』、早稲田大学出版部、一九九〇年、八七頁。
- (27) 橋下・堺屋、前掲、二〇七頁。
- (28) 前掲、二一〇頁。
- (29) 前掲、二一一頁。
- (30) 有馬晋作『劇場型首長の戦略と功罪—地方分権時代に問われる議会—』、ミネルヴァ書房、二〇一二年、一九〇頁。
- (31) 橋下・堺屋、前掲、一〇一頁。
- (32) 前掲、一〇一頁。
- (33) 前掲、一六五頁。
- (34) 浅田均編、大阪維新の会(政調会)著『図解』大阪維新—チーム橋下の戦略と作戦—、PHP研究所、二〇一二年、五〇頁。
- (35) 前掲、五〇頁。
- (36) 前掲、五〇頁。
- (37) 前掲、五〇頁。
- (38) 橋下・堺屋、前掲、一七八頁。
- (39) 大阪維新の会HP <<http://oneosaka.jp/>>。

- (40) 大阪府自治制度研究会「大阪にふさわしい新たな大都市制度を目指して―中間とりまとめ―」、二〇一一年、はじめに。大阪府HP <<http://www.pref.osaka.jp/chikishuken/jichiseido/kenkyukai/kyoka.html>>より入手。
- (41) 堺都市政策研究所『堺市にふさわしい大都市制度について』、堺都市政策研究所、二〇一二年、二頁。
- (42) 松井一郎・橋下徹「(案)大阪にふさわしい大都市制度」大阪都の実現“〜日本の成長をけん引し、人々が生き生きと暮らせる”、大都市大阪“を目指して”一六〇〜一七頁。
- (43) 上山信一『大阪維新―橋下改革が日本を変える―』、角川SSコミュニケーションズ、二〇一〇年、七頁。
- (44) 橋下・堺屋、前掲、一六三頁。
- (45) 第三書館編集部編、前掲『ハシズム!―橋下維新を「当選会見」から読み解く―』、七二頁。
- (46) 橋下・堺屋、前掲、一九三頁。
- (47) 前掲、一九五〜一九六頁。
- (48) 上山、前掲、一六五頁。
- (49) 橋下・堺屋、前掲、四三頁。
- (50) 前掲、一九六頁。
- (51) 前掲、一九七頁。
- (52) 前掲、一七三頁。
- (53) 浅田、前掲、五九頁。
- (54) 橋下・堺屋、前掲、一六九頁。
- (55) 前掲、一七一頁。
- (56) 浅田、前掲、五九頁。
- (57) 橋下・堺屋、前掲、四四頁。
- (58) 前掲、二四五頁。
- (59) 一ノ宮美成+グループ・K二一『橋下「大阪維新」の嘘』、宝島社、二〇一二年、二六頁。
- (60) 堺都市政策研究所、前掲、一〇頁。
- (61) 高寄昇三『虚構・大阪都構想への反論―橋下ポピュリズムと都市主権の対決―』、公人の友社、二〇一〇年、六三頁。また、現在実際に進められている作業においても、堺市に参加は呼びかけるとされてはいるものの、さし当り堺市は特別自治区の範囲

からは外されている。

- ⑥2 一ノ宮美成+グループ・K二一、前掲『橋下「大阪維新」の嘘』、二六頁。
- ⑥3 浅田、前掲、五二頁。
- ⑥4 堺都市政策研究所、前掲、三五頁。
- ⑥5 浅田、前掲、六九頁。
- ⑥6 堺都市政策研究所、前掲、二〇頁。
- ⑥7 大阪の地方自治を考える会編『仮面の騎士』橋下徹「独裁支配の野望と罟」、講談社、二〇一一年、一一〇～一一一頁。
- ⑥8 松井一郎・橋下徹「(案)大阪にふさわしい大都市制度」大阪都の実現」第二回大都市制度推進協議会資料、三六頁。
- ⑥9 川島佑介「地区計画の理念と運用実態の変遷—事例研究—名古屋市」、『都市問題』第九七巻第九号(二〇〇六)、九八頁。
- ⑦0 仮に大阪都が実現し、知事と区長がそれぞれ公選されることになった場合、果たして橋下都知事と公選区長が並び立つかどうかについては相当に疑問である。ただ、大阪都が実現したとしても、橋下が都知事になることはないと考えられ、そうした前提に立った上での区長公選化だと言えよう。
- ⑦1 吉富有治『橋下徹改革者か壊し屋か—大阪都構想のゆくえ—』、中公新書ラクレ、二〇一一年、一一七頁。
- ⑦2 第三書館編集部編、前掲『ハシズムは沈むか—「橋下維新」のウラは何?—』、二二五頁。
- ⑦3 二〇一二年七月七日付『朝日新聞』。
- ⑦4 村上弘『「大阪都」の基礎研究—橋下知事による大阪市の廃止構想—』、『立命館法学』、第三三二号(二〇一〇)、二四二頁。
- ⑦5 橋下・堺屋、前掲、一〇一頁。
- ⑦6 上山、前掲、一六九頁。
- ⑦7 浅田、前掲、六六頁。
- ⑦8 二〇一二年六月二九日付『毎日新聞』。
- ⑦9 二〇一二年六月二九日付『毎日新聞(大阪夕刊)』。
- ⑧0 二〇一二年七月五日付『朝日新聞』。
- ⑧1 松井一郎・橋下徹「(案)大阪にふさわしい大都市制度」大阪都の実現」—《追加資料》◎道州制について◎大阪市以外の市町村の在り方について 第三回大都市制度推進協議会資料」、三頁。
- ⑧2 堺屋・上山・原『図解 大阪維新とは何か』、幻冬舎、二〇一二年、七二頁。

- 83) 高橋洋一の著作の以下の箇所にも同様の記述。高橋洋一『大阪維新の真相』、中経出版、二〇一二年、一五頁。
- 84) 田村秀『暴走する地方自治』、筑摩書房、二〇一二年、二八頁。
- 85) 前掲、二八頁。
- 86) 前掲、二八頁。
- 87) 森、前掲、一〇七頁。
- 88) 高寄、前掲『虚構・大阪都構想への反論―橋下ポピュリズムと都市主権の対決―』、九六頁。
- 89) 上山、前掲、一六八―一六九頁。
- 90) 前掲、一八七頁。
- 91) 松井一郎・橋下徹「大阪にふさわしい大都市制度の実現に向けて 第三〇次地方制度調査会第七回専門小委員会提出資料」
六一頁。
- 92) 浅田、前掲、六八頁。
- 93) 前掲、五〇頁。
- 94) 澤井勝・村上弘・大阪市政調査会編著『自治総研ブックス⑨ 大阪都構想Q&Aと資料―大阪・堺が無力な「分断都市」になる―』、公人社、二〇一二年、四一頁。
- 95) 吉富、前掲、一四七頁。
- 96) 橋下・堺屋、前掲、八一頁。
- 97) 上山、前掲、一九九頁。
- 98) 前掲、一一〇頁。
- 99) 前掲、一二七頁。
- 100) 中田宏「いまこそ都道府県の枠組みを考え直せ」、Voice 編集部編『橋下徹は日本を救えるか』、PHP研究所、二〇一二年、二〇三―二〇四頁。
- 101) 山田宏「彼の政治手法は『独裁』とは対極だ」、Voice 編集部、前掲、九四頁。
- 102) 大阪の地方自治を考える会、前掲、一頁。
- 103) 上山、前掲、三八頁。
- 104) 前掲、五〇頁。

- 前掲、五一頁。
前掲、五頁。
ただし、前著においては「大阪市全体の土地の面積の二五％を大阪市役所が持っています（道路や埋立地も含む）」（上山信一・大阪市役所編著『行政の経営分析―大阪市の挑戦―』、時事通信社、二〇〇八年、一九九～二〇〇頁）と、より正確な表現がされていたことについては付記しておく必要があるだろう。
- 吉富、前掲、一七〇頁。
上山、前掲、一五二頁。
第三書館編集部編、前掲『ハシズムは沈むか―「橋下維新」のウラは何？―』、二〇〇〇頁。
服部翔太『橋下徹のトライ！トライ！人生』、コスミック出版、一一九頁。
一ノ宮美成＋グループ・K二一『橋下「大阪改革」の正体』、講談社、二〇〇八年、二五頁。
堺屋・上山・原、前掲、一五一頁。
前掲、一七五頁。
上山信一・大阪市役所、前掲、四〇頁。
産経新聞大阪社会部、前掲、六七頁。
八月三〇日付『日本経済新聞（大阪夕刊）』。
久慈力『橋下維新はバクってなんぼ』、第三書館、二〇一二年、ii頁。
真柄昭宏『ツイッターを持った橋下徹は小泉純一郎を超える』、共同通信社、二〇一二年、四頁。
八月三〇日付『日本経済新聞（大阪夕刊）』。